

◆改善事例 弁護士法人大本法律事務所に対する申入れ

事業者名：弁護士法人大本法律事務所

事業内容：法律事務

申入対象：委任契約書

対象条文：6条（委任の終了と精算に関する条項） 消契法9条1項1号、10条

申入開始日：2024（令和6）年8月20日

申入終了日：2024（令和6）年10月22日

	Cネット東海の主な申入れ内容	回答（結果）
1	<p>（委任契約書）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6条（委任の終了と精算） <p>第6条（委任の終了と精算）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本委任契約にもとづく事件等の処理が、解任、辞任または継続不能により途中で終了したときは、乙の処理の程度に応じて報酬金の清算をおこなうこととし、処理の程度についての甲及び乙の協議結果にもとづき、着手金および報酬金の全部もしくは一部の支払をおこなう。<u>着手金の返還はしないものとする。</u> ・本契約が終了したときは、乙の責めに帰すべき事由による場合を除いて、甲は既に支払済の着手金およびその他の弁護士報酬の費用の返還を求めることが出来ない。また、未払の着手金その他の弁護士報酬について乙に対して支払う義務を免れることは出来ず、速やかに支払うものとする。 ・甲は、乙が事件処理等を終了させるまでの間、本契約に基づき、いつでも契約を解除出来るものとする。ただし、解除が乙の責めに帰すべき事由によるものでない場合を除いて、乙に対し成功報酬金の支払義務を負うこととする。甲が一方的に乙の同意なく事件を終結させた場合、故意の過失によって事務処理の遂行が出来なくなった場合も同様の扱いとする。 ・乙は次の場合に本契約を解除することが出来 	<p>以下の規定に改定する旨の回答がなされた。</p> <p>第6条（契約の終了と精算）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本委任契約に基づく事件等の処理が、解任、辞任または継続不能により途中で終了したときは、乙の処理の程度に応じて報酬金の清算を行うこととし、処理の程度についての甲及び乙の協議結果に基づき、着手金及び報酬金の全部もしくは一部の支払を行う。 ・甲は、乙が事件処理等を終了させるまでの間、本契約に基づき、いつでも契約を解除できるものとする。ただし、解除が乙の責に帰すべき事由によるものでない場合を除いて、甲は乙に対し上記協議に基づいた成功報酬金の支払義務を負うこととする。 <p>なお、甲が一方的に乙の同意なく事件を終結させた場合、甲の過失によって事務処理の遂行が出来なくなった場合は成功報酬の全額の支払とする。</p>

るものとする。

1. 甲が乙に対し虚偽の申告、または正当な理由がなく事実を告げない等、事件処理を継続することが不可能と判断したとき。

2. 甲は、乙が本委任契約に基づき任事務を遂行するにあたり、乙が選択した方針、実施方法など知り得た情報を正当な理由がなく外部に情報提供するなどし、本件委任事務処理に関し、乙に対して不利益となる誹謗中傷などの行為が発覚したとき。

3. 甲が、本契約の受任範囲を超えた過度の要求が乙に対してあったとき、または、甲が、乙の業務に関わる事務員に対し、過度の要求があったとき等、乙が事件処理の遂行が不可能と判断したとき。

4. 甲が乙に対し委任事務処理に必要な情報の提供をしない、または必要な書類等の提出をしないなど委任業務遂行の継続が不可能と判断したとき。

5. 甲との連絡が 30 日以上取れない等、事件処理を継続することが不可能と判断したとき。

◆申入れ内容

上記契約条項を民法の規定に沿うよう改定してください。

◆申入れ理由

(1) 消費者契約法 9 条 1 項 1 号

消費者契約法 9 条 1 項 1 号は、消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項について、解除によって当該事業者が生ずべき平均的な損害を超える定めについて、平均的損害を超える部分について無効としている。

上記契約条項は、委任契約が途中で終了した場合について、①着手金の不返還、②未払着手金の支払義務、③成功報酬の支払義務、を定める内容となっている。このうち、①、②については、契約の終了原因及びその理由を問わず、一律に着手金は返還しない、または未払いの着手金の支払い

義務を定める条項となっている。③については、受任者に帰責事由がある場合のみを例外とし、それ以外の場合には一律に報酬金の支払義務を定めるものとなっています。

委任契約が途中で終了した場合において、委任事務の履行が未だ果たされていない部分に相当する着手金及び報酬金の支払いを求めることや、支払い済みの着手金を理由の如何を問わず一切返還しないと定めることは、委任契約が委任事務の終了まで継続しなかったことによる受任者の損害(委任契約が終了まで継続することができれば受任者が得られたはずの利益)を填補することを目的としていると考えられ、実質的に違約金を定めている条項であると解される。

しかるに、何ら解約時期や既払金額などの条件を限定することなく、委任契約どおりの着手金・報酬金の支払いを求められることは、受任者が契約解除によって被る平均的な損害を超えて、受任者が得べかりし利益を取得する結果となり、消費者契約法9条1項1号に反することは明らかである。

よって、上記契約条項は消費者契約法9条1項1号により無効であると思料します。

(2) 消費者契約法10条

民法上は、委任契約の報酬に関し、特約によって報酬請求権を認める場合でも、委任契約が途中で終了した場合については、既にした履行の割合に応じて報酬請求が可能であるとされてい(民法648条3項2号)。

上記契約条項は、かかる民法の規定を、消費者に不利益な方向で消費者の支払義務を加重するものであるため、消費者契約法10条に照らしても、無効である。